

デビットカード取引規定の改定について

お客様各位

京都北都信用金庫

平素より、当金庫をお引き立ていただき誠にありがとうございます。

さて、現在お客様におかれましては、下記①のマークが設置されている J-Debit の加盟店（既存加盟店）において、当金庫キャッシュカードをデビットカードとしてご利用いただいているところです。

平成30年4月2日より、新たにキャッシュアウト（概要は下記のとおり）が可能となりましたが、誠に恐縮ながら、当金庫ではキャッシュアウト等に未対応でございます。

このため、下記②のマーク等が設置されている加盟店（キャッシュアウトに対応する加盟店）においては、当金庫キャッシュカードをデビットカードとしてご利用いただくことができませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、上記に伴い、当金庫では2018年11月1日以降デビットカード取引規定を改定いたします（主な改定内容は下記のとおり）。

当該規定は、各営業店窓口等にご用意しておりますので、お気軽にお申し付けください。

なお、下記①のマーク等が設置されている J-Debit の加盟店（既存加盟店等）においては、引き続き当金庫キャッシュカードをデビットカードとしてご利用いただけます。

※ J-Debit が利用できる加盟店に設置されるマークであり、正式にはアクセプタンスマークといたします。

①既存加盟店等に設置されているマーク

②キャッシュアウトに対応する

加盟店等に設置されているマーク



< J-Debit とは >

- ・ J-Debit とは、金融機関で発行されたキャッシュカードが、お買い物やお食事代のお支払いにそのままご利用いただけるサービスの名称です。

< キャッシュアウトとは >

- ・ J-Debit の仕組みを利用して加盟店のレジ等で現金を引き出すことです。
- ・ デビットカードでのお買い物代等のお支払いと同時に行うことも可能であり、キャッシュアウトに対応する加盟店でのみ可能です。

< デビットカード取引規定の主な改定内容 >

- ・ 加盟店によって当金庫キャッシュカードがデビットカードとして利用できない場合がある旨を追記しております。
- ・ なお、改定後の規定は別添のとおりです。

以上